芽室町監査委員公表第１号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第９項の規定により、令和３年度定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和３年１２月１５日

芽室町監査委員　岩　波　栄　二

芽室町監査委員　西　尾　一　則

# 令和３年度　定期監査報告書

## 第１　監査の概要

### １　監査の対象範囲及び事項

令和３年４月１日から令和３年９月３０日までの財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行について監査を行った。

**(1)　共通事項**

①　財務

ア　入札及び契約事務の執行について

イ　概算及び資金前渡の精算事務について

ウ　備品台帳の整備について

②　事務事業

ア　時間外勤務（振替時間、選挙・災害を除く）の管理について

**(2)　工事監査**

工事の完了状況の確認について

**(3)　備品監査**

備品台帳と現物備品との確認について

### ２　監査の実施時期

令和３年１０月１８日から令和３年１１月２４日まで

### ３　監査の実施方法

監査の対象とした共通事項については全部局、工事監査及び備品監査は１部局に対しそれぞれ実施した。

| 部　　局 | 本　庁 | 所管機関 | 計 |
|---|---|---|---|
| 町長部局 | １３ | | １３ |
| 教育委員会事務局 | ２ | ２ | ４ |
| 議会事務局 | １ | | １ |
| 農業委員会事務局 | １ | | １ |
| 選挙管理委員会事務局 | （１）併任 | | （１）併任 |
| 監査委員事務局 | １ | | １ |
| 公平委員会 | （１）併任 | | （１）併任 |
| 計 | ２０ | ２ | ２２ |

定期監査のうち共通事項は、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類を審査するとともに、関係職員から主要事務事業の執行状況について説明を受け実施した。

工事監査は、担当課から工事概要の説明を受け、施工現場に出向き工事の完了状況について確認を行った。

備品監査は、備品の管理状況を確認するために部局を選定し、提出のあった備品台帳と備品の所在、表示及び保管状況等の確認を行った。

## 第２　監査の結果

各部局の共通事項については、一部に是正を要すると思われるものが見られたが、概ね適正に執行されていると認めた。

また、工事監査及び備品監査についても適正と認めた。

主な監査の結果と所見については次のとおりである。

### １　共通事項

#### (1)　入札及び契約事務の執行について

入札及び契約事務の執行は、一部に不適正な事例も見られたが、概ね適正に処理されていた。

職員個々の法令及び条例等の解釈と理解、遵守により、業務が適切かつ正確に、そして効率的かつ有効に行われ、課・係内の徹底された確認行為により、適正な事務の執行に当たっていただきたい。

#### (2)　概算及び資金前渡の精算事務について

令和３年４月から９月までの概算旅費及び資金前渡については、新型コロナウイルスの影響により、例年に比べ件数は大きく減っているものの、精算までに１月以上の期間が空いているものはなかった。今後も、芽室町財務規則に従い直ちに精算するよう努めていただきたい。

#### (3)　備品台帳の整備について

令和３年４月から９月までに購入及び廃棄した備品の台帳整備については、概ね適正に処理されていた。

備品台帳は、取得から処分に至るまで備品ごとに管理するものであることから、今後においても、芽室町財務規則に基づいた適正な管理に努めていただきたい。

#### (4)　時間外勤務（振替時間、選挙・災害を除く）の管理について

時間外勤務について、令和３年４月から９月までの６か月分と、昨年度の同期間との比較では、１８０時間を超えた職員は２人減の９人、時間数の最高は約５０時間減の２４９時間であった。

時期的なことも考慮する必要はあるが、特定の係に集中する傾向が見受けられる実態から、管理職・監督職においては課内流動を含め引き続きマネジメン

トの徹底に努め、自身はもとより部下職員の健康管理に十分気を配っていただきたい。

## ２　工事監査

工事監査は、哺育育成施設の整備状況について、担当職員から工事概要の説明を受けるとともに現地確認を行った。

当該施設は、町内酪農家が飼養する哺育育成牛の飼養管理を行う施設として、舗装及び外構工事を含め令和元年度から令和３年度までの３か年で整備を行ったもので、令和３年５月から受け入れを開始している。

当該施設の完成により、農家戸数の減少に伴う一戸当たりの飼養頭数の増加や、担い手の高齢化による労働力不足、増頭に伴う牛舎等の容量不足など、町内酪農家が抱える諸課題の解消に寄与することを期待するものである。

## ３　備品監査

備品監査は、教育委員会教育推進課給食係（給食センター）を対象に実施した。

建設後２０年が経過する給食センターの備品は、経年による修繕が増加傾向にあることから、故障により給食提供に影響が出ないよう、早めの修繕と長期的な年次計画による更新が進められている。

監査は、提出のあった備品台帳に登載されている備品について試査によりその所在、表示及び保管状況等の照合を行った結果、概ね適正に管理されていることを確認した。

備品の更新・整備により、これからも子どもたちに安全・安心でおいしい学校給食が提供されることを期待するものである。